

建築確認申請等の手数料の改定について

法改正により、原則全ての建築物への省エネ基準適合の義務付け及び建築確認・検査対象の見直しが実施されることに伴い、建築確認申請等の手数料を改定します。

【1】建築基準法関係（建築確認申請、完了検査等）

・基本手数料

種別及び床面積の区分		A-1	B-1	C-1	C-2	C-3	C-4
		確認申請	中間検査	完了検査			
				省エネ検査 無		省エネ検査 有	
				中間検査 無	中間検査 有	中間検査 無	中間検査 有
建築物	30㎡以内	8,000	15,000	20,000	16,000	24,000	20,000
	30㎡を超え100㎡以内	18,000	20,000	26,000	23,000	30,000	27,000
	100㎡を超え200㎡以内	31,000	32,000	38,000	35,000	42,000	39,000
	200㎡を超え500㎡以内	42,000	38,000	43,000	40,000	49,000	46,000
	500㎡を超え1,000㎡以内	66,000	52,000	59,000	55,000	69,000	65,000
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	97,000	70,000	80,000	76,000	94,000	90,000
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	231,000	159,000	193,000	182,000	227,000	216,000
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	335,000	239,000	282,000	268,000	331,000	317,000
	50,000㎡を超えるもの	561,000	430,000	493,000	474,000	579,000	560,000
建築設備		13,000		17,000			
建築設備（小荷物専用昇降機）		6,000		11,000			
工作物		13,000		12,000			

※申請対象が複数棟ある場合はその床面積の合計により区分し、完了検査の手数料算定における省エネ検査及び中間検査の有無が混在する場合、「有」の区分により算定します。

・省エネ性能(仕様基準による場合)の審査を要する場合の加算手数料※

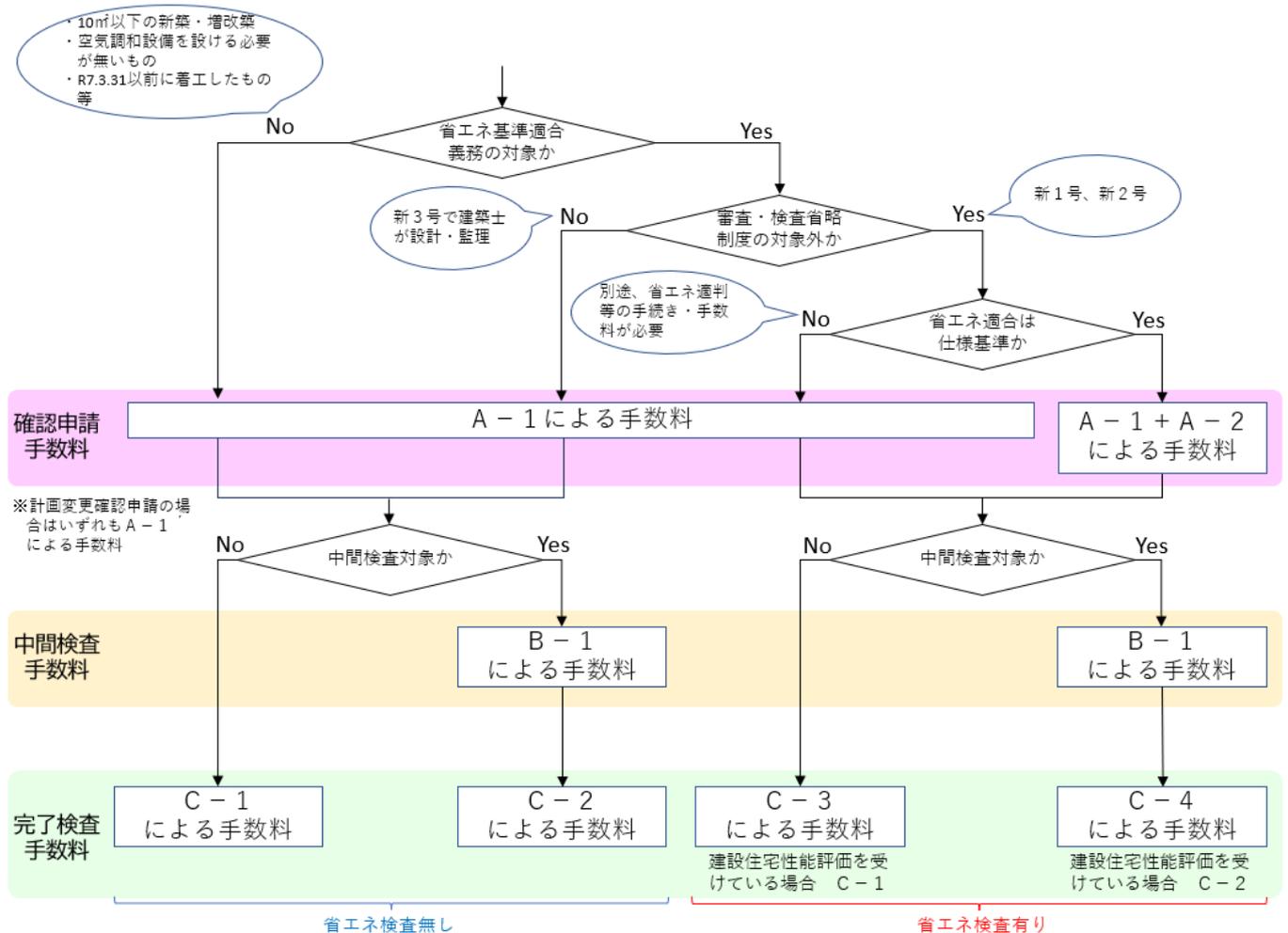
用途及び床面積の区分		A-2
		確認申請 A-1に加算
一戸建て住宅	200㎡未満	11,000
	200㎡以上	12,000
共同住宅	300㎡未満	21,000
	300㎡以上2,000㎡未満	33,000
	2000㎡以上5,000㎡未満	53,000
	5,000㎡以上	69,000

※建築確認申請の審査の中で、仕様基準による省エネ性能の審査が必要な場合に確認申請の手数料に加算が必要です。
 審査を要する対象が複数棟ある場合は、棟ごとに算定して加算します。
 なお、省エネ適判を受ける場合は、別途、省エネ適判の手続き及び手数料が必要となります。
 (兼用住宅及び併用住宅は、非住宅部分を含むため、省エネ適判の手続きが必要です。)

・計画変更確認申請の場合の手数料

種別	A-1
	計画変更確認申請
建築物	当該計画の変更の対象たる床面積の合計に1/2を乗じて得たもの（床面積の増の場合はその増加する面積）を床面積とみなして、A-1の床面積の区分に対応する金額
建築設備	9,000
建築設備（小荷物専用昇降機）	4,000
工作物	9,000

標準的な手数料算定フロー



【2】建築物省エネ法関係

別紙のとおり。

【3】建築確認申請等の窓口及び問い合わせ先

長崎県の確認申請等の窓口及び問い合わせ先は、計画地が所在する市町ごとに以下の機関となります。

窓口部署名	住所	電話番号	所管市町名
長崎県長崎振興局 建築課	〒852-8134 長崎市大橋町 11-1	(095)844-2181	西彼杵郡
長崎県県央振興局 建築課	〒854-0071 諫早市永昌東町 25-8	(0957)22-0010	諫早市及び大村市（大村市の窓口で扱うもの以外）
長崎県県北振興局 建築課	〒857-8502 佐世保市木場田町 3-25	(0956)23-4211	平戸市、松浦市、西海市、北松浦郡及び東彼杵郡
長崎県島原振興局 建築課	〒855-8501 島原市城内 1-1205	(0957)63-0111	島原市（島原市の窓口で扱うもの以外）、雲仙市及び南島原市
長崎県五島振興局 管理・用地課建築班	〒853-8502 五島市福江町 7-1	(0959)72-2121	五島市（五島市の窓口で扱うもの以外）
長崎県五島振興局 上五島支所 管理・用地課建築班	〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷 578-2	(0959)42-1141	南松浦郡
長崎県壱岐振興局 管理・用地課建築班	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 570	(0920)47-1111	壱岐市
長崎県対馬振興局 管理課建築班	〒812-8520 対馬市厳原町宮谷 224	(0920)52-1311	対馬市

※特定行政庁（長崎市、佐世保市）及び限定特定行政庁（島原市、大村市、五島市）の所管であるものを除く。

■建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料

R7.4.1

① 非住宅で評価手法が簡易な計算方法※4の場合

延べ面積 (㎡)※3	建築基準法上の用途が 「工場等※1」	建築基準法上の用途が 「工場等※1」以外	計画変更又は軽微変更該当証明書※2	
			建築基準法上の用途が 「工場等※1」	建築基準法上の用途が 「工場等※1」以外
300未満	16,000	77,000	8,000	38,500
300以上 1000未満	23,000	98,000	11,500	49,000
1000以上 2000未満	33,000	129,000	16,500	64,500
2000以上 5000未満	84,000	209,000	42,000	104,500
5000以上 10000未満	127,000	273,000	63,500	136,500
10000以上 25000未満	158,000	329,000	79,000	164,500
25000以上	196,000	386,000	98,000	193,000

② 非住宅で評価手法が標準入力法の場合

延べ面積 (㎡)※3	建築基準法上の用途が 「工場等※1」	建築基準法上の用途が 「工場等※1」以外	計画変更又は軽微変更該当証明書※2	
			建築基準法上の用途が 「工場等※1」	建築基準法上の用途が 「工場等※1」以外
300未満	20,000	202,000	10,000	101,000
300以上 1000未満	27,000	253,000	13,500	126,500
1000以上 2000未満	38,000	326,000	19,000	163,000
2000以上 5000未満	90,000	466,000	45,000	233,000
5000以上 10000未満	133,000	574,000	66,500	287,000
10000以上 25000未満	165,000	679,000	82,500	339,500
25000以上	204,000	774,000	102,000	387,000

※1 工場等…工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、で適合性判定を必要とするもの。

※2 軽微変更該当証明書…計画の根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更(軽微な変更ルートC)の場合に交付する証明書

※3 適用区分面積…手数料算定に係る面積は、新築、増築又は改築に係る非住宅の床面積の合計(外気に対して高い開放性を有する部分の床面積は除かない)

※4 評価手法が簡易な計算方法…基準省令第1条第1項第1号口に定める評価方法(おもにモデル建物法)

備考

・増改築については、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。

・部分によって工場等とそれ以外の複合用途の場合、区分ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた申請手数料とする。

③ 住宅(一戸建て住宅、共同住宅)の場合

延べ面積 (㎡)	仕様基準	仕様・計算 併用法	標準計算法	計画変更又は軽微変更該当証明書※1			
				仕様基準	仕様・計算 併用法	標準計算法	
戸建	200未満	15,000	22,000	30,000	7,500	11,000	15,000
	200以上	16,000	24,000	33,000	8,000	12,000	16,500
共同 住宅	300未満	29,000	45,000	61,000	14,500	22,500	30,500
	～ 2000未満	50,000	76,000	102,000	25,000	38,000	51,000
	～ 5000未満	91,000	132,000	174,000	45,500	66,000	87,000
	5000以上	138,000	193,000	249,000	69,000	96,500	124,500

※1 軽微変更該当証明書…計画の根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更(軽微な変更ルートC)の場合に交付する証明書

備考

・増改築については、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。・長屋、寄宿舎については共同住宅に該当する。

・仕様基準については、建築確認申請での審査も可能である。・共同住宅の共用部分の評価をしない場合については、共用部分の面積を除いた面積で手数料を算定することが出来る。

・戸によって異なる評価手法を用いる場合は、評価方法ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた申請手数料とする。

④ 複合建築物の場合

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料(③)と非住宅部分の手数料(①または②)の合計とする。

<算定事例>

事例1 令和7年4月1日以降に着工する以下の計画の確認申請及び完了検査の手数料

申請内容：一戸建て住宅 申請面積 205㎡

内 訳：一戸建て住宅 木造2階建て 190㎡【省エネ審査・検査：有（仕様基準） 中間検査：無】

カーポート S造平屋 15㎡【省エネ審査・検査：無 中間検査：無】

確認申請手数料

A-1：床面積の区分は複数棟ある場合、合計面積で算定し、確認対象面積は 205㎡

「200㎡を超え 500㎡以内」の区分となるため 42,000円

A-2：仕様基準による審査を要する建築物は、一戸建て住宅 190㎡であり、

「一戸建て住宅 200㎡未満」の区分となるため 11,000円

よって、(A-1) + (A-2) = 42,000円 + 11,000円 = 53,000円

完了検査手数料

省エネ検査の有無及び中間検査の有無の判断は、混在していれば有として適用し、

「省エネ検査 有 中間検査 無」となるため、C-3による算定となり、検査対象面積は 205㎡

C-3：「200㎡を超え 500㎡以内」の区分となるため 49,000円

事例2 令和7年4月1日以降に着工する以下の計画の確認申請、省エネ適判及び完了検査の手数料

申請内容：一戸建て住宅 申請面積 205㎡

内 訳：一戸建て住宅 木造2階建て 190㎡【省エネ審査：適判（標準計算法）・検査：有 中間検査：無】

カーポート S造平屋 15㎡【省エネ審査・検査：無 中間検査：無】

確認申請手数料

A-1：床面積の区分は複数棟ある場合、合計面積で算定し、確認対象面積は 205㎡

「200㎡を超え 500㎡以内」の区分となるため 42,000円

省エネ適判手数料（確認申請とは別の手続き）

省エネ適判手数料③：標準計算法による審査を要する建築物は、一戸建て住宅 190㎡であり、

「戸建 200未満、標準計算法」の区分となるため 30,000円

完了検査手数料

事例1と同様

事例3 令和7年3月31日以前に着工した以下の計画の完了検査の手数料

申請内容：一戸建て住宅 申請面積 205㎡

内 訳：一戸建て住宅 木造2階建て 190㎡【省エネ審査・検査：無 中間検査：無】

カーポート S造平屋 15㎡【省エネ審査・検査：無 中間検査：無】

完了検査手数料

令和7年4月1日以降に申請される完了検査手数料については、建築確認済証の交付日や着工日に関わらず、改定後の手数料条例により算定するが、令和7年3月31日以前に着工している場合、省エネ検査はされない。

「省エネ検査 無 中間検査 無」となるため、C-1による算定となり、検査対象面積は 205㎡

C-1：「200㎡を超え 500㎡以内」の区分となるため 43,000円

事例4 令和7年4月1日以降に着工する以下の計画の確認申請及び完了検査の手数料

申請内容：一戸建て住宅 申請面積 205 m²

内 訳：一戸建て住宅 木造2階建て 105 m²【省エネ審査・検査：有（仕様基準） 中間検査：無】
一戸建て住宅（離れ） 木造2階建て 100 m²【省エネ審査・検査：有（仕様基準） 中間検査：無】

確認申請手数料

A-1：床面積の区分は複数棟ある場合、合計面積で算定し、確認対象面積は 205 m²

「200 m²を超え 500 m²以内」の区分となるため 42,000 円

A-2：仕様基準による審査を要する建築物は、一戸建て住宅 105 m²と 100 m²の2棟であり、

いずれも「一戸建て住宅 200 m²未満」の区分となるため 11,000 円×2 = 22,000 円

よって、(A-1) + (A-2) = 42,000 円 + 22,000 円 = 64,000 円

完了検査手数料

「省エネ検査 有 中間検査 無」となるため、C-3による算定となり、検査対象面積は 205 m²

C-3：「200 m²を超え 500 m²以内」の区分となるため 49,000 円